

令和 8 年度 新曾中学校 PTA 定期総会資料

書面総会

令和 8 年度の P T A 定期総会は、以下の期間における書面総会となります。招集しての総会は行いません。

【書面総会期間】 令和 8 年 5 月 25 日（月）～ 令和 8 年 5 月 29 日（金）

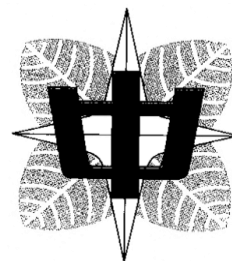
【審議方法】 「反対」される方の申告を新曾中学校 PTA のホームページ問い合わせフォームより受け付けます。

【審議申告期間】 令和 8 年 5 月 25 日（月）9：00 より
令和 8 年 5 月 29 日（金）21：00 迄

- ※ 総会資料を御読みいただき、各議案、審議事項に対し「反対」される方は、会員氏名、生徒学年、クラス、反対理由を明記下さい。
- ※ 反対申告の無い会員の方は総会を承認されたものとします。
- ※ 審議申告期間外の反対申告は、承認されたものとします。
- ※ 5 月 29 日（金）21：00 時点で、会員数の 2/3 の賛成（反対申告がない状態）を得られれば、令和 8 年度議案・審議事項を承認とさせていただきます。

1.議事

- | | | |
|---------|---------|-------------|
| 第 1 号議案 | 令和 7 年度 | 事業報告 |
| 第 2 号議案 | 令和 7 年度 | 決算報告 |
| 第 3 号議案 | 令和 7 年度 | 会計監査報告 |
| 第 4 号議案 | 令和 8 年度 | 事業計画（案）承認 |
| 第 5 号議案 | 令和 8 年度 | 予算（案）承認 |
| 第 6 号議案 | 令和 8 年度 | 会則一部改正（案）承認 |
| 第 7 号議案 | 令和 8 年度 | 新役員（案）承認 |



家庭教育宣言

現代の子供たちを取り巻く環境は、様々な情報伝達ツールの発達により、必要性の是非に関わらず、流れ込む情報に翻弄されている状況です。

このような環境の中で、自立した人間形成、社会で生きていくコミュニケーション力、健全な心身をはぐくむ為の生存力を身に付ける為には、もう一度、これまでの家庭、学校、地域社会での教育のあり方を振り返り、協働して子供たちを育てることが重要です。その中でも家庭での教育、習慣は最も重要であると考えます。

戸田市公立学校PTA連合会では、子供たちへの家庭での教育、習慣を身に付ける為の基本的な指針を定め、家庭の中で実践することが大切だと考え、ここに「家庭教育宣言」をします。

~~~~~

### 1 子供の自主性を尊重して、自立した人間性を育みます

○すすんで挨拶・返事をさせます

### 2 他者への思いやりや優しさを大切にして、健全な心を育みます

○いじめを絶対にさせない、見逃さないようにさせます

### 3 社会の一員であることを自覚し、ルールを守る心を育みます

○すすんで家の手伝い、地域活動への参加をさせます

### 4 規律のある生活習慣・食生活で、健全な体を育みます

○早寝、早起き、朝食を習慣化させます

### 5 毎日の基本的な学習習慣で、<sup>たくま</sup>逞しく生きるための知を育みます

○家庭学習を習慣化させます

~~~~~

平成28年6月

戸田市公立学校PTA連合会

第1号議案

令和7年度事業報告

4月 6日	業者によるトイレ清掃立会い(会長)	新曽中学校
4月 7日	業者によるトイレ清掃立会い(会長)	新曽中学校
4月 8日	新一年生入会意思確認届回収(会長・副会長・会計) 第49回入学式出席(会長)	新曽中学校 新曽中学校
4月 9日	入会意思確認届確認作業(会長・副会長)	新曽中PTA室
4月18日	新曽地区子どもを育てる地域の会会計監査(顧問・会長)	新曽中学校
4月22日	高校訪問会議(会長・副会長・会計)	新曽中PTA室
4月25日	会計監査(会長・会計・会計監査)	新曽中PTA室
4月28日	学校運営協議会(会長)	新曽中学校
5月16日	広報誌打ち合せ(会長)	新曽中PTA室
5月21日	新旧会長会(会長)	教育センター
6月 2日	高校訪問作業(会長・副会長・会計)	新曽中PTA室
6月 5日	会長会(会長)	教育センター
6月12日	高校訪問会議(会長・副会長・会計)	新曽中PTA室
6月19日	会計打ち合せ(会長・会計) 戸田市青少年育成市民会議総会	新曽中PTA室 戸田市文化会館
6月20日	市P連総会・懇親会(会長・副会長・会計)	戸田市文化会館
6月23日	高校訪問前日準備	新曽中学校
6月24日	高校訪問(3コース6校訪問)	埼玉県内
6月28日	おやじの会防犯パトロール(顧問・会長・副会長)	新曽中学校区
7月 7日	会長会(会長)	新曽福祉センター
7月16日	広報誌配付(会長)	新曽中学校
8月19日	業者によるトイレ清掃立会い(会長)	新曽中学校
8月22日	業者によるトイレ清掃立会い(会長)	新曽中学校
8月28日	会長会(会長)	教育センター
8月30日	おやじの会防犯パトロール(顧問)	新曽中学校区
9月18日	学校保健委員会(会長・副会長・会計)	新曽中学校
10月 6日	制服リユース準備	新曽中PTA室
10月16日	会計監査(会長・会計・会計監査)	新曽中PTA室
10月23日	学校公開合唱祭りハーサル協力準備(会長・副会長)	新曽中PTA室
10月25日	学校公開合唱際リハーサル協力(会長・副会長・会計)	新曽中学校
10月31日	会長会(会長)	新曽福祉センター
11月11日	制服リユース準備(会長・副会長)	新曽中PTA室
11月18日	蕨・戸田青少年健全育成地域の集い(会長・副会長)	オンライン
11月19日	次年度用PRチラシ打ち合せ	新曽中PTA室
11月21日	制服リユース活動前日準備(会長・副会長・会計)	新曽中PTA室
11月22日	制服リユース活動作業(会長・副会長・会計)	新曽中第二体育館
11月25日	制服リユース活動後片付け(会長・副会長・会計)	新曽中第二体育館
11月29日	おやじの会防犯パトロール(副会長)	新曽中学校区

12月20日	おやじの会防犯パトロール(会長・副会長)	新曾中学校区
1月14日	会費引き落とし準備(会長・副会長)	新曾中PTA室
1月23日	会長会(会長)	新曾福祉センター
1月31日	おやじの会防犯パトロール(会長)	新曾中学校区
2月2日	会計打ち合せ(会長・会計)	新曾中PTA室
2月28日	おやじの会防犯パトロール(副会長)	新曾中学校区
3月2日	学年監査(会長・副会長・会計)	新曾中学校
3月11日	会計打ち合せ(会長・会計)	新曾中PTA室
3月13日	第48回卒業式出席(会長)	新曾中学校体育館
3月18日	新入生用書類準備(会長・副会長・会計)	新曾中PTA室
	次年度高校訪問打ち合せ(会長・副会長・会計)	新曾中PTA室
	会長会(会長)	教育センター
3月21日	おやじの会防災キャンプ協力(顧問・会長・副会長・会計)	新曾中学校体育館

《新曾地区子どもを育てる地域の会》

6月～令和8年6月朝の一声運動

新曾中学校

令和7年度 P T A 会計決算報告				
(令和7年4月1日～令和8年3月31日)				
				戸田市立新曾中学校PTA
損益計算書(一般会計)				
1 収入の部				単位:円(△減)
項目	本年度予算額	歳入額	差額	摘要
PTA会費	1,430,000	1,463,719	33,719	会員数×2,000円/年間
市補助金	480,560	480,560	0	戸田市補助金
繰越金	503,839	503,839	0	
雑収入	345,000	299,222	△ 45,778	制服リユース売上金・高校訪問参加費等
合計	2,759,399	2,747,340	△ 12,059	
2 支出の部				
項目	本年度予算額	執行額	差額	摘要
事務費	40,000	36,328	3,672	インク・封筒等
会議費	20,000	10,678	9,322	会議用お茶代等
通信費	30,000	27,060	2,940	インターネット通信費
慶弔費	40,000	0	40,000	弔辞・慶事・お見舞金等
表彰慰労費	30,000	17,274	12,726	前年度PTA慰労費等
渉外費	30,000	22,000	8,000	市P連懇親会参加費
負担金	160,000	120,120	39,880	市P連会費・保険代
運営費計	350,000	233,460	116,540	
生徒活動奨励費	500,000	468,480	31,520	卒業祝い・記念品
高校訪問活動費	500,000	465,554	34,446	高校訪問バス代、昼食代、お茶代
制服リユース活動費	50,000	52,135	△ 2,135	制服クリーニング代
広報紙活動費	150,000	154,000	△ 4,000	広報誌製作費
特別活動費	400,000	472,940	△ 72,940	学校公開備品等
学校教育協力費	450,000	203,028	246,972	入学式パイプ椅子レンタル費・横断幕作成費等
積立金	200,000	200,000	0	周年行事積立金
雑費	10,000	3,850	6,150	振込手数料
予備費	149,399	0	149,399	
活動費計	2,409,399	2,019,987	389,412	
合計	2,759,399	2,253,447	505,952	
	収入の部	支出の部	差引残高	
差引残高	2,747,340	-2,253,447	=493,893	
差引残高	493,893円は、次年度PTA会計に繰り越します。			
損益計算書(一般会計)				
項目	金額	項目	金額	
【資産の部】		【負債・繰越金の部】		
預金		前受金(令和8年度会費・利息分)	892,371	
1) 普通預金(ゆうちょ銀行/〇三八)	892,371	【次期繰越金】		
2) 普通預金(巣鴨信用金庫/西戸田)	493,893	当期余剰金	493,893	
【資産の部合計】	1,386,264	【負債・繰越金の部合計】	1,386,264	

損益計算書(積立金会計)				
項目	予算額	執行額	差額	摘要
周年行事積立金	200,000	200,000	0	一般会計より
緊急災害対策費	0	0	0	一般会計より
普通預金利息	4,766	4,766	0	預金利息
【収入の部合計】	204,766	204,766	0	
【支出の部合計】	0	0	0	
当期収支差額	204,766	204,766	0	
前期繰越金	5,595,503	5,595,503	0	
次期繰越金	5,800,269	5,800,269	0	

貸借対照表(積立金会計)

項目	金額	項目	金額
【資産の部】		【負債・繰越金の部】	
【預金】	5,800,269		
普通預金(ゆうちょ銀行 積立金用口座)			
		【次期繰越金】	5,800,269
		当期収支差額	204,766
		前期繰越金	5,595,503
【資産の部合計】	5,800,269	【負債・繰越金の部合計】	5,800,269

差引残高 5,800,269円は、次年度積立金会計に繰越します。

令和8年3月31日

戸田市立新曽中学校PTA会長	春沢 典子
戸田市立新曽中学校PTA会計	守屋 洋美
〃	中津留 佐弥香

上記、監査の結果相違ないことを証します。

令和8年4月13日

戸田市立新曽中学校PTA会計監査	三浦 綾
〃	宮野 愛

1学期：4月～7月

- ・PTA 定期総会（書面総会）
- ・高校訪問
- ・広報紙「木犀」第135号発行

2学期：8月～12月

- ・制服リユース

3学期：1月～3月

- ・卒業記念品手配
- ・次年度継続確認、新入生書類準備

通 年

- ・朝の一声運動
- ・学校行事協力

そ の 他

- ・市P連関係会議
- ・おやじの会防犯パトロール協力
- ・学校保健委員会
- ・トイレ清掃

令和8年度 新曾中学校PTA予算(案)

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

戸田市立新曾中学校PTA

1 収入の部

単位:円 △は減

款 項 目	本年度予算額	前年度予算額	差 額	摘 要 / 備 考
会 費	1,382,000	1,430,000	△ 48,000	会員数×2,000円/会員数減少の為
市 補 助 金	469,040	480,560	△ 11,520	戸田市補助金(均等割122,000円+生徒割360円×生徒数964人)
繰 越 金	493,893	503,839	△ 9,946	
雑 収 入	140,000	345,000	△ 205,000	制服リユース売上金・高校訪問参加費等
合 計	2,484,933	2,759,399	△ 274,466	

2 支出の部

款 項 目	本年度予算額	前年度予算額	差 額	摘 要 / 備 考
事 務 費	20,000	40,000	△ 20,000	購入品見直しのため
会 議 費	20,000	20,000	0	会議用お茶代等
通 信 費	30,000	30,000	0	インターネット通信費
慶 弔 費	40,000	40,000	0	弔辞・慶事・お見舞金等
表 彰 慰 労 費	30,000	30,000	0	前年度PTA慰労費等
渉 外 費	30,000	30,000	0	市P連懇親会参加費
負 担 金	120,000	160,000	△ 40,000	市P連会費・保険代/家庭数減少のため
小計(運営費計)	290,000	350,000	△ 60,000	
生徒活動奨励費	430,000	500,000	△ 70,000	卒業生記念品/生徒数減少の為
高校訪問活動費	350,000	500,000	△ 150,000	高校訪問バス代・昼食代等/コース見直しの為
制服リユース活動費	50,000	50,000	0	制服クリーニング代等
広報紙活動費	150,000	150,000	0	広報紙製作費
特別活動費	450,000	400,000	50,000	トイレ清掃費値上げの為
学校教育協力費	450,000	450,000	0	入学式・卒業式ハイブ椅子レンタル費・横断幕作成費等
積 立 金	200,000	200,000	0	周年行事積立金
雑 費	10,000	10,000	0	振込手数料等
予 備 費	104,933	149,399	△ 44,466	
小計(活動費計)	2,194,933	2,409,399	△ 214,466	
合 計	2,484,933	2,759,399	△ 274,466	

第 6 号議案 会則の一部改正 (案)

※会則内に赤字で表示

一部改正：①第 4 条

↓引継ぎ及び体制強化のため

必要に応じて退任した本部役員等を「サポート会員」として会員登録することができる。

「サポート会員」に関する会則改正に伴い第 4 条、第 4 条 5、第 11 条 4、第 15 条(旧第 14 条)、第 18 条(旧第 17 条)5、第 21 条(旧第 20 条)7 の追記、追加を行う。

②第 5 条

↓効率化のため

会計は副会長と兼任を可能とする。

会計監査は顧問と兼任を可能とする。

③第 14 条(条の新設)

↓役員人事選考を明確化するため

(選考委員会)

第 14 条 理事会より推薦された役員人事選考は選考委員会において行う。

2 選考委員会は役員会をもって構成する。

3 選考に関する必要な事項は、選考委員会が別に定める。

④新たに (選考委員会) 第 14 条新設により旧第 14 条以降を条番号の繰下げを行う。

新曾中学校 PTA 会則

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は新曾中学校 PTA と称し、事務所を戸田市新曾 1448 番地の戸田市立新曾中学校内に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 2 条 本会は学校教育の充実進行に努め、会員相互の親睦修養を図ることを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 学校の民主的運営についての助言及び協力

(2) 教育尊重の思想を高揚

(3) 家庭教育、社会教育の研究と実践

(4) 教育上必要な研究と実践

(5) 教育的諸行事への協力

(6) 教職員、生徒の保護者及び生徒の厚生と表彰

(7) その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

(会員)

第4条 本会の会員は生徒の保護者と本校教職員をもって構成する。必要に応じて退任した本部役員等を「サポート会員」として会員登録することができる。

2 本会への入会は任意である。

3 入会・退会は所定の届出書を提出する。

4 退会は下記の通りとする。

(1) (自動退会) 子の卒業または、教職員の異動により会員資格を失うものは、会員資格の消滅をもって退会とする。退会届提出の必要はない。

(2) (任意退会) 転居または自由意思よって退会する者は、退会届を提出する。

5 サポート会員登録は年度ごととし、本人の申し出により随時辞退できる。

第4章 役 員

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

顧 問 若干名 (内1名は学校長)

会 長 (理事) 1名

副 会 長 (理事) 若干名 (内2名は教頭)

書 記 1名 (主幹教諭または教務主任)

会 計 (理事) 若干名 (副会長と兼任可能)

会計監査 2名 (顧問と兼任可能)

(選定)

第6条 顧問は、校長並びに会長歴任者の中から若干名がこれにあたる。

2 会長、副会長、会計、会計監査は会員の中から候補者を選定し総会において承認を得て決定する。

3 理事は会長、副会長、会計がこれにあたる。

(任期)

第7条 役員任期は1ヶ年とする。ただし、再任は妨げない。

補欠役員任期は前任の残任期間とする。

(欠員)

第8条 会長、副会長、会計、会計監査に欠員を生じた場合は理事会で選考し、役員会に諮り認証を得なければならない。

(職務)

第9条 顧問は本会の運営に参与し、すべての会議に出席して発言することができる。

2 会長は本会を代表し会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその任務を代行する

4 会計は予算に基づいて会計事務を処理し、本会の財産を管理し、定期総会において監査を受けた決算を報告する。

- 5 会計監査は年 2 回及び必要に応じて会計を監査する。
- 6 理事は本会の常務を分掌する。また、本会の決議事項の執行及び本会運営上の会議に参画し、その決議事項遂行に努めなければならない。

第 5 章 会 議

(本会議)

第 10 条 本会議は総会、臨時総会、役員会、理事会とし、議長はその都度選出するものとする。ただし書面による会議の場合は議長の選出は不要とする。

(総会)

第 11 条 総会は全会員をもって構成し、毎年 1 回開く。全会員の 2/3 をもって成立とする。(委任状も含む。)ただし会長が認めた場合は、書面 (WEB 等を含める) による総会を開催し審議することができる。

- 2 総会は予算、決算の審議並びに承認、会則の改廃及び主たる事業計画などについて、出席会員の過半数以上の賛成をもって議決する。
- 3 臨時総会は必要によって開くことができる。ただし、役員会決議により要請がある場合は必ず開かなければならない。

4 サポート会員は議決権および役員選出に関する権利を有しない。

(役員会)

第 12 条 役員会は第 5 条に示す役員 (会計監査を除く) をもって構成し、総会に次ぐ決議機関である理事会において必要と認めたときに開催する。

(理事会)

第 13 条 理事会は会長、副会長、会計で必要に応じて随時開催し、事業の企画立案、役員人事の推薦、緊急事項の処理等について協議し、決議事項を執行する。

(選考委員会)

第 14 条 理事会より推薦された役員人事選考は選考委員会において行う。

- 2 選考委員会は役員会をもって構成する。
- 3 選考に関する必要な事項は、選考委員会が別に定める。

第 6 章 運 営

(運営)

第 15 条 本会の活動は、原則総会または役員会にて承認、決定された事項に基づき、役員を中心に運営し生徒の保護者からの協力を募るボランティアエントリー制で活動を行う。また、サポート会員による協力を得ることができる。

第 7 章 会 計

(経費)

第 16 条 本会経費は会費、寄付金、事業収益金、その他をもってこれにあてる。

(保険)

第 17 条 本会は、PTA 活動にともなう会員の安全を確保するため戸田市公立学校 PTA 連合会保険に加入する。

- 2 この負担金については、戸田市補助金より支出する。

(会費)

第18条 本会の会費は一世帯年会費 2,000 円とする。

- 2 年度途中入会者については、会費 2,000 円を一括納入する。
- 3 次年度会費については、2月に学校諸経費引き落とし口座から口座振替にて納入する。ただし、災害等やむを得ない理由がある時は、理事会にて承認を受け変更することができる。
- 4 年度途中退会者および口座振替にて納入済の会費については、退会時期に関わらず返金しない。
- 5 サポート会員からの会費徴収は行わない。

(決算)

第19条 決算は毎年度末とする。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、毎年3月31日に終わる。

第8章 個人情報保護

(個人情報保護)

- 第21条 個人情報保護法の改正・施行（平成29年5月30日）に伴い、新曽中学校PTAはこの法律の内容を理解し履行する。
- 2 本会会員の個人情報の取得にあたっては、その利用の目的をあらかじめ特定する。
 - 3 取得した個人情報は新曽中学校PTAの活動のみに使用する。
 - 4 取得した個人情報については電子・紙共に新曽中学校PTA会長が保管、管理する。
 - 5 新曽中学校PTAで作成された役員名簿等については、毎年終了時に破棄する。
 - 6 当該本人から個人情報の訂正等が求められた場合は、適切に対処する。
 - 7 サポート会員は本会の個人情報保護規定および守秘義務を遵守する。

付 則

- 1 本会則は、昭和53年5月14日から施行する。
- 2 本会則は、令和元年5月15日から一部改正施行する。
- 3 本会則は、令和2年2月5日から一部改正施行する。
- 4 本会則は、令和3年5月14日から一部改正施行する。
- 5 本会則は、令和3年12月22日から一部改正施行する。
- 6 本会則は、令和6年5月24日から一部改正施行する。
- 7 本会則は、令和7年5月26日から一部改正施行する。
- 8 本会則は、令和8年5月29日から一部改正施行する。

表彰・慰労・慶弔内規

(趣旨)

第1条 PTA会則第1章第3条(6)に基づき定める。

(表彰)

第2条 生徒の善行など校長の推薦に基づいて表彰する。

(慰労)

第3条 会員である教職員の転出、退職に対しては記念品を添えて慰労の意を表す。

記念品の額は、会員年数×1,000円とする。ただし、直接贈呈する機会がないことから予め会費納入の際に1,000円を差し引いた額を納入してもらい記念品に代えて感謝の意を表すものとする。なお、校長、教頭については考慮する。

2 会長、副会長、会計の退任に対しては感謝状と、記念品を贈呈する。

(慶弔)

第4条 会員である教職員の慶事(結婚)については1件5,000円を贈る。

2 会員及び生徒の弔事については1件5,000円を供える。

3 会員である教職員及び直系1親等(同居の姻族を含む)の家族の弔事については1件5,000円を供える。

4 本会及び学校に特に関係のあった者の弔事に対しては花輪を供える。

5 見舞い

(1) 生徒の1ヶ月以上にわたる入院に対しては、見舞金5,000円を贈る。

(2) 会員である教職員の1ヶ月以上にわたる入院に対しては、見舞金5,000円を贈る。

(3) 会員の火災等による被害に関しては見舞金5,000円を贈る。

(特例・報告)

第5条 この内規外の事情並びに緊急を要する事項は、会長が先決措置し、事後において理事会に報告する。

付 則

1 この内規は昭和53年5月14日より施行する。

2 この内規は平成3年4月より一部改正施行する。

3 この内規は平成11年5月より一部改正施行する。

4 この内規は平成24年5月より一部改正施行する。

5 この内規は平成26年4月より一部改正施行する。

6 この内規は令和元年5月15日より一部改正施行する。

7 この内規は令和2年2月5日より一部改正施行する。

8 この内規は令和3年5月14日より一部改正施行する。

9 この内規は令和6年5月24日より一部改正施行する。

第7号議案

令和8年度新役員(案)

役 職	氏 名	備 考
会 長	中本 剛	2年保護者
副会長	廣川 隼志	教頭
	崎山 英則	教頭
	細山 奈々	3年保護者
	大西 まみ	3年保護者
	赤藤 善香	3年保護者
	佐々木 恵美	1年、3年保護者
	本多 えり子	1年保護者
書 記	野々垣 優	主幹教諭
会 計	中津留 佐弥香	1年、3年保護者
	細山 奈々	副会長兼任
会計監査	宮野 愛	3年保護者
	春沢 典子	顧問兼任
顧 問	渡部 淳子	校長
	遠藤 智子	会長歴任者
	春沢 典子	前会長